

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年5月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第 3号 事業計画変更申請について
議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議第 5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項

- 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について
報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
報第 3号 農地潰廃通報について
報第 4号 作付変更届について
報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員 | 30番 原 田 勝 委員 |
| 31番 小 林 茂 宏 委員 | 32番 坂 井 浩 行 委員 |

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清 水 学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	小 熊 美栄子
経営基盤係主任	長谷川 義 隆
経営基盤係 一般任用主事	左 居 香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

これより5月の定例総会を開催したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロで会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。11番、坂井良雄委員、26番、星野英治委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

2ページをご覧ください。今月の申請は新規設定6件、面積1万27㎡であります。

1ページにお戻りを願います。11番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

11番から16番までの6件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

11番から順にご説明をいたします。11番は茅原地内の農地1筆、474㎡、12番は吉田地内の農地1筆、1,681㎡、13番は同じく吉田地内の農地1筆、1,779㎡、14番は同じく吉田地内の農地2筆、1,729㎡、2ページをお願いいたします。15番は北五百川地内の農地1筆、1,425㎡、16番は同じく北五百川地内の農地3筆、2,939㎡、以上6件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第1調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

おはようございます。それでは、第1調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第1調査部会では、5月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時52分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、利用権新規設定6件、合計件数6件、面積1万27㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願いたいと思います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明を

いたします。

4ページをご覧ください。今月の申請は4件で、合計面積2万7,647㎡であります。

3ページにお戻りをお願いいたします。9番は、東本成寺地内の農地1筆、1,123㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

10番は、川通中町地内の農地2筆、2,118㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇円であります。

11番は、吉田地内外の農地計15筆、1万266㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

4ページをお願いいたします。12番は、棚鱗地内の農地16筆、1万4,140㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数4件、面積2万7,647㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

5ページをご覧願います。今月の申請は1件、合計2,022㎡で、計画変更のみの申請であります。

1番は、興野3丁目地内の農地2筆、2,022㎡を議第4号の8番で農地法第5条の許可申請がなされている北側隣接地2,023㎡と一体利用し、宅地造成15区画及び道路、公園、ごみ置き場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国土交通省長岡国道事務所三条国道出張所北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積2,022㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

7 ページをご覧願います。今月の申請は5件で、合計面積9, 112㎡であります。

6 ページをお願いいたします。8番は、興野3丁目地内の農地1筆、2, 023㎡を売買により取得し、議第3号の1番で説明させていただいた南側隣接地2, 022㎡と一体利用し、宅地造成15区画及び道路、公園、ごみ置き場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国土交通省長岡国道事務所三条国道出張所北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

9番は、東裏館3丁目地内の農地3筆、2, 991㎡を売買により取得し、宅地造成11区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、裏館小学校北西200m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

10番は、尾崎地内の農地2筆、646㎡を売買により取得し、既存原野85㎡とあわせ、住宅1棟及び車庫1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、栄北小学校北東400m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

11番は、江口地内の農地3筆、483㎡を使用貸借権の設定により、ソーラーパネル1基及び排雪場の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、花江大橋北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

12番は、曲谷地内の農地1筆、2, 969㎡を賃借権の設定により、特別高圧送電線撤去工事に伴う資材工具運搬用ヘリポートの用地として平成29年6月1日から32年5月31日まで、一時転用地として利用したいものでございます。場所につきましては、新外谷橋北東800m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積9, 112㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、議第3号『事業計画変更申請』の1番とあわせ、開発面積が30aを超える8番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、9番から12番の案件、合計4件については許可することとし、8番の案件については議第3号の1番とあわせて、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月ご協議をお願いする案件は1件で、面積393㎡であります。

1番は、北五百川地内の農地1筆、393㎡について、平成23年7.29豪雨災害に伴う治山事業により、農地への復旧が行えなくなり、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとし、非農地としたいものでございます。

なお、当該地につきましては長岡地域振興局から農振農用地区域からの除外審査申し出が提出されており、現在農林課において審査中でございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

12番、大竹正信委員。

第1調査部会長（12番大竹正信委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、件数1件、面積393㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、豪雨災害に伴う治山事業により、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

た。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は、自席へお戻りください。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。6月27日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日午前9時半より開会を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして定例総会を閉会させていただきます。

午前10時01分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 1 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 6 番)
